

東京学芸大学学校図書館運営専門委員会要項

〔平成19年2月7日〕
制 定

改正（施行）平19. 3. 30（19. 4. 1）
平19. 6. 27（19. 6. 27）
平20. 5. 12（20. 5. 12）
平21. 7. 1（21. 7. 1）
平23. 6. 3（23. 6. 3）
平27. 4. 18（27. 4. 18）
平31. 4. 26（31. 4. 1）

（設置）

第1条 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）第43条第2項の規定に基づき，附属学校運営会議の下に，学校図書館運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 専門委員会は，教員養成大学の教育理念を実現するため，附属学校と附属図書館が連携して，附属学校に設けられる学校図書館（以下「学校図書館」という。）の充実を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 専門委員会は，次に掲げる事項を審議・立案する。

- (1) 学校図書館と附属図書館との連携協力に関すること。
- (2) 学校図書館の運営及び改善に関すること。
- (3) 学校図書館データベースに関すること。
- (4) その他専門委員会が必要と認めたこと。

（組織）

第4条 専門委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校運営参事 1名
- (2) 附属学校課長
- (3) 附属学校の司書教諭 若干名
- (4) 附属学校の司書 若干名
- (5) 学術情報課長
- (6) 学術情報課学術企画係長
- (7) その他附属学校等を所掌する副学長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第5条 前条第7号の委員の任期は、附属学校等を所掌する副学長が定めるものとし、再任を妨げない。

(委員長等)

第6条 専門委員会に委員長を置き、運営参事をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(副学長及び館長の出席)

第7条 附属学校等を所掌する副学長及び附属図書館長は、専門委員会に出席し意見を述べることができる。

(部会の設置)

第8条 専門委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、第4条の委員をもって充てる。

3 部会に必要な事項は、専門委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、総務部附属学校課が処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、附属学校運営会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年2月7日から施行する。

附 則(平20. 5. 12) (抄)

平成20年4月1日から適用する。

附 則(平27. 4. 18) (抄)

平成27年4月1日から適用する。

附 則(平31. 4. 26) (抄)

この取扱いは、平成31年4月26日から施行し、日平成31年4月1日から適用する。